

平成 22 年

第 4 回市議会定例会 議案第 19 号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 12 月 3 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和 48 年函館市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条の 5 に次の 1 号を加える。

- (6) 第 32 条の 3 第 1 項各号または前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合における住宅用防災警報器等の設置の免除に関する基準を定めるため